



保育所等の利用手続きについて

●【教育・保育給付認定申請】と3つの区分

平成27年度から子ども・子育て支援新制度が始まったことに伴い、保育所などの利用を希望される保護者の方は、利用のための申し込みとあわせて、認定を受けていただく必要があります。

新制度では、「教育・保育の必要性・必要量の認定」が導入され、利用先を以下の3つの区分に応じて決定します。

1号認定 教育標準時間認定

子どもが**満3歳以上**で、教育を希望される場合

【利用先】 認定こども園など

2号認定 満3歳以上・保育認定

子どもが**満3歳以上**で、「保育の必要な事由（詳細は下記を参照）」に該当し、保育所などでの保育を希望される場合

【利用先】 保育所、認定こども園

3号認定 満3歳未満・保育認定

子どもが満3歳未満で、「保育の必要な事由」に該当し、保育所などでの保育を希望される場合

【利用先】 保育所、認定こども園など

●【教育・保育給付認定申請】の対象者

保育園・認定こども園などの利用を希望する児童の全員が対象です。

● 2号認定・3号認定の場合は【保育の必要量】も認定されます。

2号認定・3号認定のお子さんは、保護者の就労時間等により、【保育の必要量】が認定されます。

・「**保育標準時間**」利用…月120時間以上の就労を想定した利用時間 (1日最長11時間)

・「**保育短時間**」利用…月48時間以上120時間未満の就労を想定した利用時間 (1日最長8時間)

※保育標準時間の認定は、保護者のいずれものの就労時間が該当する場合の利用時間です。

入所申込みに必要な書類

- (1) 保育所入所申込書 … 児童 1 人につき 1 通必要です。
- (2) 教育・保育給付認定申請書 … 保育を必要とする理由を決定するための書類です。
児童 1 人につき 1 通必要です。
- (3) 保育料口座振替依頼書 … 小野市内に支店がある金融機関及び三井住友銀行の
各支店で口座振替可能です。

※3 歳児～5 歳児クラスの申込者については不要

- (4) 保育要件証明書 … 保護者は必須、65 歳未満の大人の方も（世帯分離をされている
場合でも、同居又は同一敷地内に住んでいる場合は）提出して
ください。

保護者以外の同居の親族が子どもを保育することができる場合、
利用の優先度が調整されることがあります。

保育を必要とする事由 (入所案内 P.6 参照)	必 要 な 書 類 (保育要件証明書)
就労 (会社員、パートなど)	就労証明書 (勤務先、事業主が証明)
就労 (自営業、農業など)	・就労証明書 (自営主が記入) ・確定申告書の写し、通帳の写し等収入状況がわかる書類
妊娠、出産	母子手帳の写し (母親の氏名・出産予定日のわかるもの)
病気、ケガ、障がいなど	診断書 (医療機関が証明)、障害者手帳の写し等
育児休業明け	就労証明書 (育児休業期間が明記されているもの・勤務先、事業主が証明)
病人等の看護・介護など	診断書 (医療機関が証明)、手帳、要介護度がわかる書類、看護・介護等のスケジュールがわかる書類
災害にあわれた方	り災証明書
求職活動中の方	求職中であることが分かる書類 (求職活動申告書、ハローワークの求職カードの写し、雇用保険受給証明書の写しなど)
就学中の方	在学証明書、学生証、時間割
その他	市が必要と認める書類

※認定こども園の 1 号認定 (幼稚園部の利用) を希望される場合は、各施設へ直接お申込みください。

(上記の書類ではなく、各施設備え付けの申込用紙を提出してください。)

問い合わせ先

小野市役所子育て支援課保育係

TEL : 0794-63-1645 (内線 612)